

令和3年度 第1回豊明市障害者地域自立支援協議会 次第

令和3年10月5日（火）

午後1時30分～午後3時

豊明市役所 本館3階 会議室A B

1 会長あいさつ

2 議事

(1) 虐待防止について 資料1

(2) 地域課題について 資料2

(3) 地域生活支援拠点について 資料3

(4) 重層的支援体制について 資料4

(5) 事業所紹介動画について 資料5

(6) 児童発達支援センターについて 資料6

3 その他

令和 3 年度虐待防止 PT について

1 目的 豊明市のすべての福祉関係者が、障がい者虐待についての正しい理解と知識を有すること、また、虐待や虐待の疑いがある場合に速やかに通報できる環境を各福祉事業所で整えていくことについて、コアメンバーによる検討を重ね、福祉関係者へ周知をし、実践できる仕組みづくりをしていくことを目的とする。

2 内容

(1) 会議等の実施

第 1 回 PT 会議

日 時 令和 3 年 7 月 9 日 (金) 13 時～14 時
出席者 6 名
内 容 ①虐待防止 PT の立上げの経緯と目的について。
②豊明市の虐待通報件数等、現状について。
③市内福祉サービス事業所を対象に、「虐待防止・権利擁護について」アンケートの作成。

第 2 回 PT 会議

日 時 令和 3 年 8 月 2 日 (月) 13 時 30 分～14 時 30 分
出席者 8 名
内 容 ①市内福祉サービス事業所対象「虐待防止・権利擁護について」アンケート結果分析。
②市内福祉サービス事業所管理者・サービス管理責任者向けの「虐待防止・権利擁護について」の研修会の実施に向けて。

第 3 回 PT 会議

日 時 令和 3 年 9 月 6 日 (月) 13 時 30 分～14 時 30 分
出席者 6 名
内 容 ①市内福祉サービス事業所管理者・サービス管理責任者向けの「虐待防止・権利擁護について」の研修会実施目的の確認。

3 会議等の検討より

(1) 必要な取り組みについて

- ①豊明市内の福祉サービス事業所の「虐待防止・権利擁護」についての取り組み状況等の把握を行うため、アンケートを実施した。
- ②アンケート結果より、市内福祉サービス事業所ごとに取り組みの状況には違いがある

が見えてきた。事業所ごとで研修の実施にばらつきがあることが分かった。そのため、虐待防止 PT として、市内事業所の意識のレベルアップを図ることを目的とし、今年度、管理者・サービス管理責任者向けの研修を実施することとした。

4 今後の取り組み

(1) 研修会の実施

日	時	令和3年10月20日(水)	10時00分～11時30分
場	所	豊明市総合福祉会館	3階 大会議室
内	容	「福祉サービス事業所管理者・サービス管理責任者向け障がい者虐待防止・権利擁護について」	
講	師	尾張東部圏域アドバイザー	大谷真弘氏

(2) 会議等の実施

毎月1回 PT 会議の実施

令和3年6月相談支援事業所ヒアリング 相談内容報告書より「地域課題」の抽出

1 地域課題について

・個別ケースから抽出された困難特殊事例に対し、個別ケース課題としての対応が必要なものか、他のケースへも共通し地域課題として取り組むべきものか整理をし、事務局会議にて素案を作成する。その後、運営会議にて地域課題の素案に対し助言を行い、課題の処遇の決定をしていく。取り組むのであれば、スケジュールを立てプロジェクトチーム等を立ち上げ、活動をしていく。

2 地域課題として抽出したケースについて

No.	障害種別	課題項目	問題点 (地域課題)	改善事項 (問題解決の流れ)	改善目標の 時期
		内 容			
1	全般	③-3 困難事例の抽出(多問題世帯・複数の関係機関が関わっている・虐待の疑いがある等)	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報共有と連携方法について考えることが必要。 子どもがいる家庭の連携について。 	<ul style="list-style-type: none"> 重層的な支援体制の構築が必要。「子育てコンシェルジュ」のような立場の方を配置したり、方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に向けて検討を。
		相談ケースの中の傾向として、多問題、多障がいを抱えているケースが増加している。			
2	全般	③-1 困難事例の抽出(既存のサービス・社会資源では解決できない)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事業所の担い手不足。 ヘルパーサービス事業所の不足。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の調査把握を行う。 福祉職フェアのようなイベント等の実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に向けて検討を。
		相談ケースの中の傾向として、市内の事業所では受け皿がなくなっていること。			
3	全般	③-1 困難事例の抽出(既存のサービス・社会資源では解決できない)	<ul style="list-style-type: none"> 外国語の通訳の不足。 民間の方と専門職のつながり不足。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の外国籍の方のネットワークとつながりづくりを行う。 国際交流協会との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に向けて検討を。
		外国籍の方の相談ケースが増加傾向にある。外国語の通訳ができる方が不足している。そのために、適切なサービスにつながっていかない。			

4	子ども	③-1 困難事例の抽出(既存のサービス・社会資源では解決できない)	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語の通訳の不足。 ・多文化についての情報、知識の少なさ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職で外国文化について学ぶ企画をしてみる。 ・重層的支援体制として、学校での対応についてスクールソーシャルワーカーとの連携できる仕組みづくりをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に向けて検討を。
		<p>外国籍で障がいのある子どもたちへの支援では、一般校では対応が難しい場合がある。</p>			
5	全般	③-1 困難事例の抽出(既存のサービス・社会資源では解決できない)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の機材の確保状況等の情報不足。 ・本人、関係者での情報の共有不足。 ・地域との連携不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時から連携できる仕組みづくり。 ・各地域の情報の収集や具体的な被災時の取り組みについての情報の確認等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に向けて検討を。
		<p>災害時の障がいのある方たちへの支援について。例えば、電力が必要な場合、優先的に使わせてもらえるのか。地域の理解はどうか等。</p>			
6	子ども	③-1 困難事例の抽出(既存のサービス・社会資源では解決できない)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスが必要な方がサービスを受けられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で必要とする方がどの程度いるかの把握を行う。 ・サービスを提供できる事業所の把握を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に向けて検討を。
		<p>保育所等訪問の必要性のある方がいるが、サービスがないので対応できない。</p>			
7	全般	③-3 困難事例の抽出(多問題世帯・複数の関係機関が関わっている・虐待の疑いがある等)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉従業者の情報を得るための機会の少なさ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹として、市内で参加しやすい研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度よりPTを立ち上げ取り組みを開始。
		<p>事業所として虐待についての研修等なく、職員として虐待防止法等についての知る機会がない、情報がない。</p>			
8	全般	④ 相談員が対応に困ったケース	<ul style="list-style-type: none"> ・専門外の情報収集の方法について。 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの情報を共有するアイテムづくりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に向けて検討を。
		<p>高卒認定について、利用者より質問があったこと。</p>			

9	全般	④ 相談員が対応に困ったケース	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースとしての対応数が少ないため、専門職としての情報不足。 ・保健所との連携。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門知識の習得に向けた研修のご案内等。 ・事例から学ぶ機会のを設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に向けて検討を。
		難病の方への支援について。			

【課題項目】

- ①地域移行・地域定着
- ② - 1 虐待対応中のケース（個人情報非公開）
- ② - 2 過去に虐待歴のあるケース
- ③ - 1 困難事例の抽出（既存のサービス・社会資源では解決できない）
- ③ - 2 困難事例の抽出（強度行動障害・医療的ケア・触法者等）
- ③ - 3 困難事例の抽出（多問題世帯・複数の関係機関が関わっている・虐待の疑いがある等）
- ④相談員が困ったケース
- ⑤差別解消法に関する（差別の解消、合理的配慮を求めたいこと）

3 今後の取り組みについて

・地域課題として抽出されたものの中から、すぐに取り組むことができそうな課題、プロジェクトチーム等の立上げが必要な課題と割り振りをしながら、取り組みを進めていく。

令和3年10月5日
健康福祉部
社会福祉課

地域生活支援拠点について －評価方法の検討－

1 拠点の整備とは

(1) 拠点の概要

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた整備を行うこと通じ、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

① 地域における生活の安心感を担保する機能

⇒ 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

② 障害者等の地域での生活を支援

⇒ 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援体制の整備

(2) 拠点整備により支援する対象者

① 一時避難的な居住の確保が早急に必要の方又は早急に確保する必要性が認められる方

② 現在支援機関からの支援を受けていない方又は現在支援を受けているものの現支援体制のみでは支えていくことが困難な方

(3) 整備手法

既存の社会資源や制度を活用し、支援機関の間においてネットワークを構築することによる面的整備

なお、現時点で不足する機能等については、資源の確保等について継続して検討

(4) 拠点の機能

機能	内容
① 相談	緊急時に支援が必要となる方をあらかじめ把握し、対象者の特性に応じた支援に繋げるための相談支援
② 緊急時の受け入れ対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③ 体験機会・場の提供	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、人材の養成を行う機能
⑤ 地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(5) 今後の動き

手帳をお持ちの方で、相談機関と繋がっていない方の把握、聴き取り調査を今年度から次年度にかけて実施し、それをきっかけに必要なサポートを行っていく予定

2 拠点評価について

(1) 評価方法について

ア 1月から12月までを評価対象期間とする。

イ 拠点の各機能について、評価の視点（別紙参照）に基づいて評価を実施する。

- ① 自立支援協議会事務局会議で評価素案（n年分）作成 n+1年1～2月
- ② 年度末の自立支援協議会本会議へ評価案を諮り、評価結果の決定 n+1年3月
- ③ ②の評価結果を受け、下記の対応を行う。
 - ◇ 速やかに改善を加えられるもの ⇒ 次期（n+1年分）の評価へ速やかに反映
 - ◇ 修正に時間を要するもの ⇒ 改善方法・スケジュール等の検討
- ④ ③の対応結果等は次期（n+1年分）評価と併せ協議会に諮る。

(2) 評価表（資料3別紙）

豊明市地域生活支援拠点 評価表(案)

評価の分類 A:適切な運用 B:多少の改善点がみられる C:早期の着手、改善が必要

機能	項目	登録事業所	評価の視点	評価	理由	課題等
相談	相談支援事業所による相談支援(障がい者)	基幹相談支援センターフィット	関係機関との連携			
			本人・家族等との関係性の構築			
			常に(365日24h)相談に応じられる体制整備			
			個人情報等の取り扱い			
	相談支援事業所による相談支援(障がい児)	基幹相談支援センターフィット	関係機関との連携			
			本人・家族等との関係性の構築			
			常に(365日24h)相談に応じられる体制整備			
			個人情報等の取り扱い			
緊急時の受け入れ	短期入所施設	障害者支援施設ゆたか苑	常に(365日24h)受け入れに対応できる体制整備			
			受け入れ時に必要な支援の提供			
			個人情報等の取り扱い			
	グループホーム	-	常に(365日24h)受け入れに対応できる体制整備			
			受け入れ時の必要な支援の提供			
			受け入れ後のフォロー			
			個人情報等の取り扱い			
	医療的ケアが必要な方	-	常に(365日24h)受け入れに対応できる体制整備			
			受け入れ時の必要な支援の提供			
			受け入れ後のフォロー			
			個人情報等の取り扱い			
	行動障害等の対応困難者	-	常に(365日24h)受け入れに対応できる体制整備			
			受け入れ時の必要な支援の提供			
			受け入れ後のフォロー			
			個人情報等の取り扱い			

豊明市地域生活支援拠点 評価表(案)

評価の分類 A:適切な運用 B:多少の改善点がみられる C:早期の着手、改善が必要

機能	項目	登録事業所	評価の視点	評価	理由	課題等
体験の機会・場の提供	短期入所施設	障害者支援施設ゆたか苑	自立につながる支援			
			利用時のトラブル対応			
			本人・家族の意向を反映			
	グループホーム	-	自立につながる支援			
			利用時のトラブル対応			
			本人・家族の意向を反映			
	生活介護事業所	-	自立につながる支援			
			利用時のトラブル対応			
			本人・家族の意向を反映			
専門的人材の確保・養成	人材育成・人材確保のための研修・企画	-	地域のニーズに沿った内容			
			体系的な研修メニュー			
			拠点への貢献			
	資格取得ができるような研修の開催	-	地域のニーズに沿った内容			
			体系的な研修メニュー			
			拠点への貢献			
地域の体制づくり	本事業における現状報告や検討・評価を行う場	基幹相談支援センターフィット	地域課題、地域資源の把握			
			多機関による検討・評価			
			障がい者の権利擁護に向けた取り組み(地域への啓発)			

①社会福祉法の改正趣旨・改正概要 (重層的支援体制整備事業について)

令和3年1月7日

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

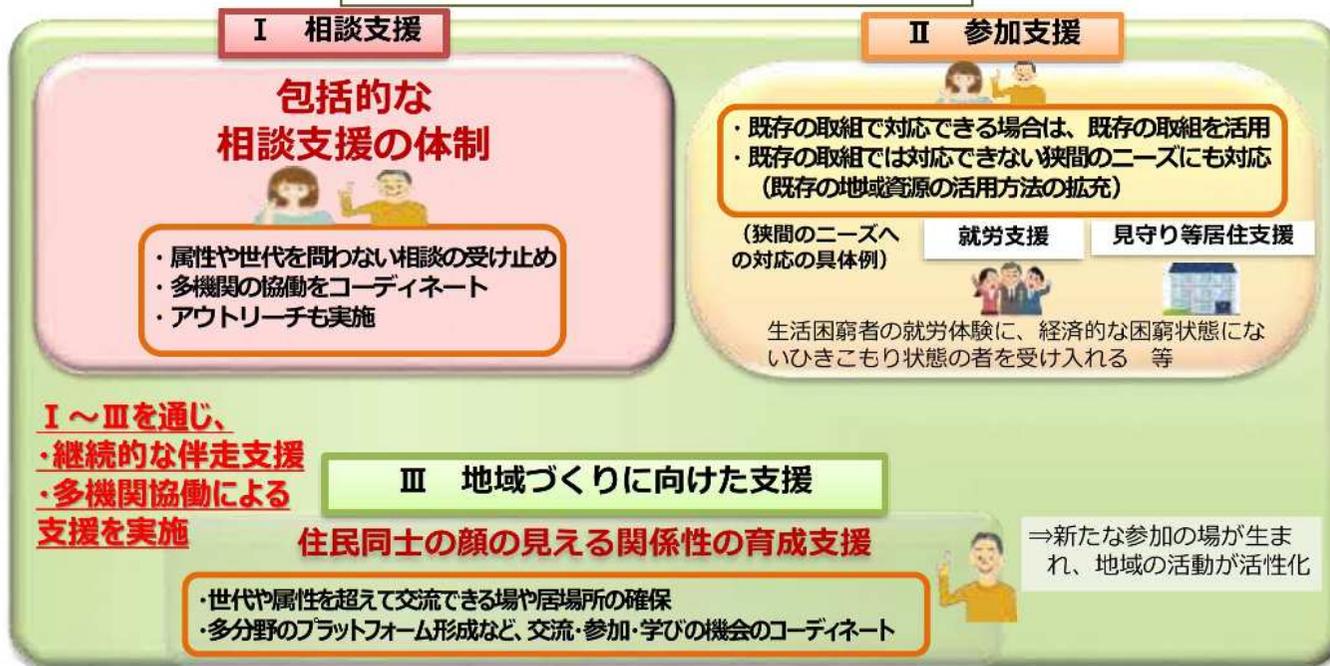
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

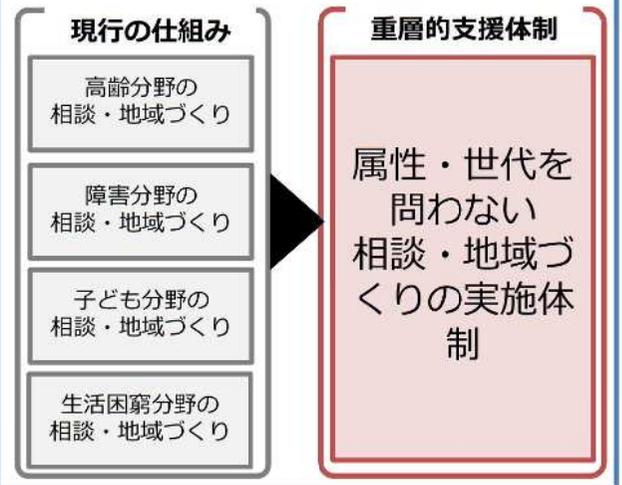
（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

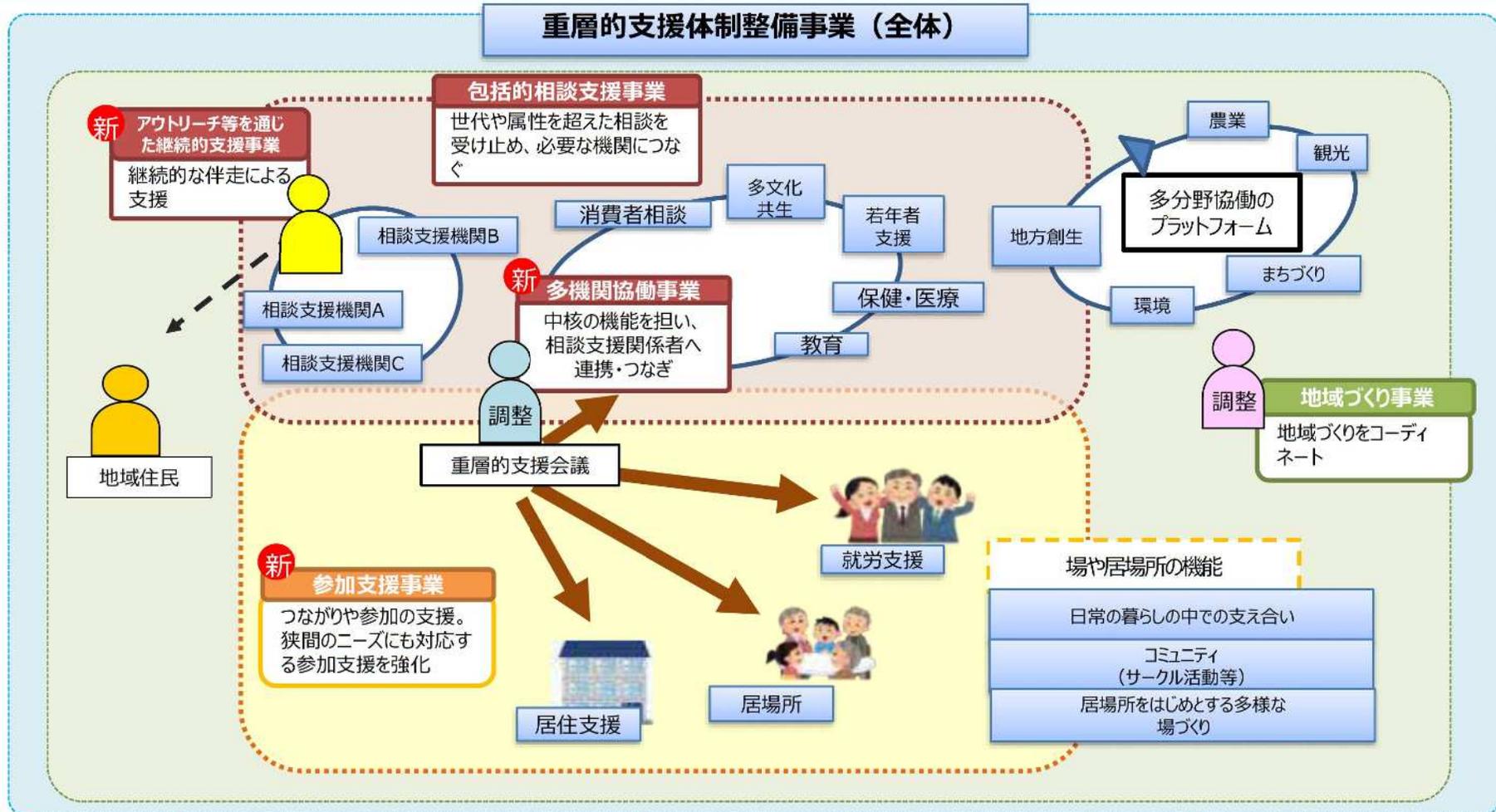
- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

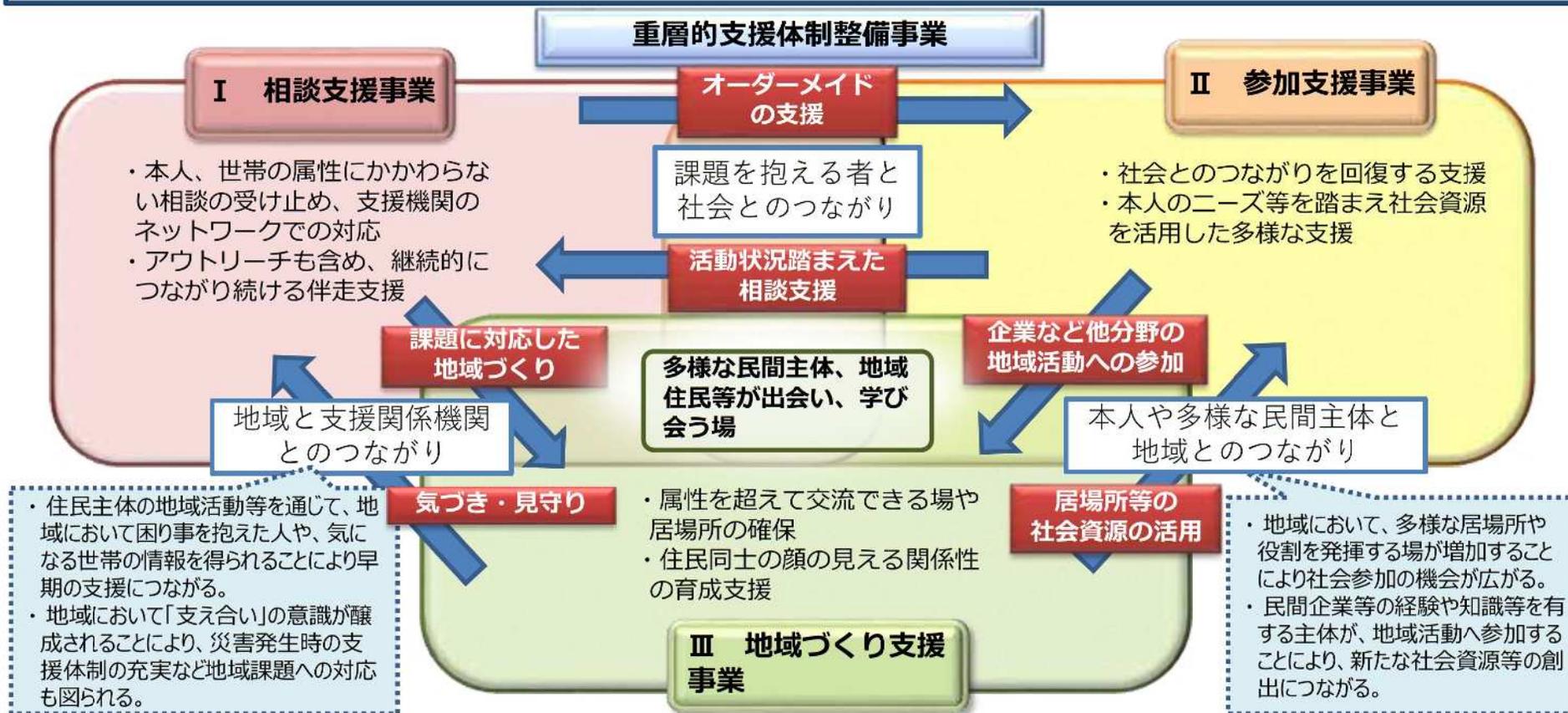
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成（※）	新	

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

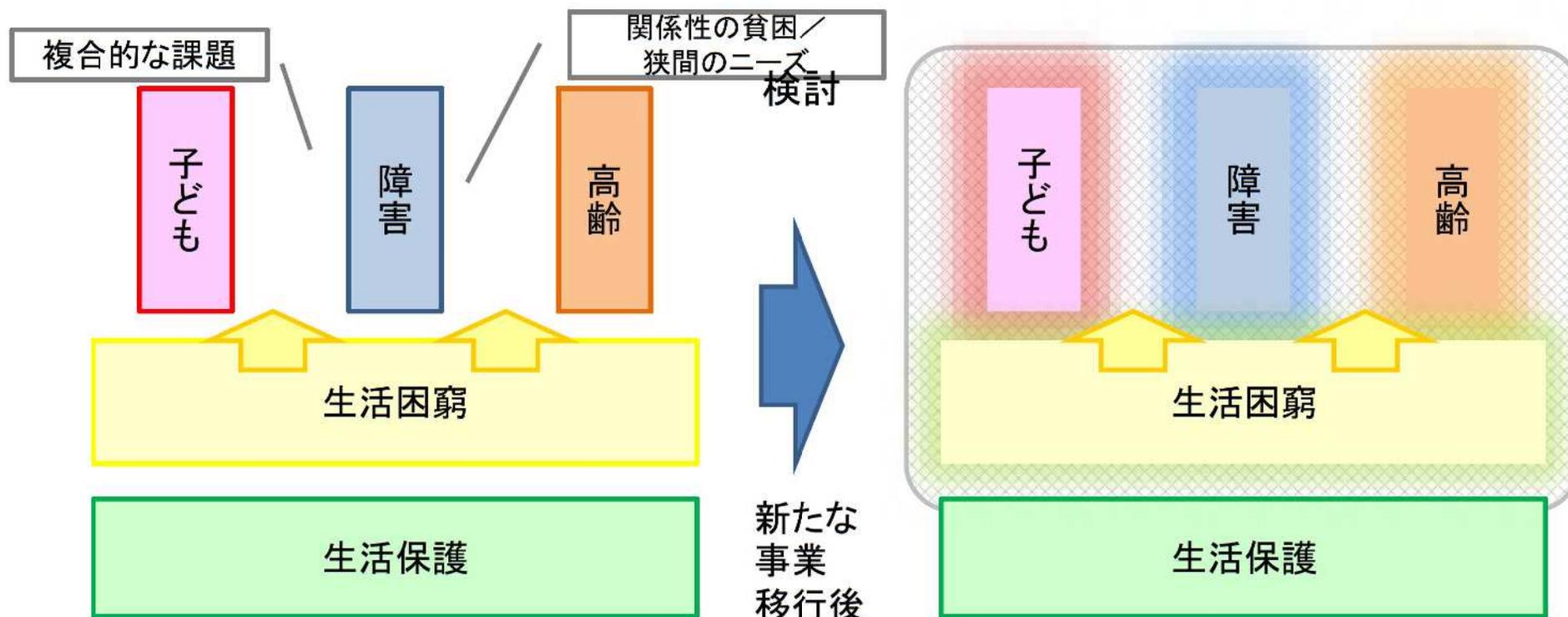
「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の相互関係

- 「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の3つの事業について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、以下のような効果が期待される。
 - 相談支援事業で浮かび上がったニーズについて、参加支援事業を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。また、参加支援事業の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた相談支援事業を行うなど支援の充実が図られる。（相談支援事業の充実・社会参加メニューの充実）
 - 地域づくり支援事業と参加支援事業の推進により、企業等も含めた多様な主体について地域活動への参加がすすみ、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される（地域資源の開拓）
 - 地域づくり支援事業の推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくられ、一人ひとりが社会参加できる地域になるとともに、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援事業へ早期に繋がりがやすくなる。（地域の支え合い）
- 多様なつながりが生まれやすくする環境整備を進めるためには、行政、株式会社やNPO法人等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、学びあうことができること（プラットフォーム機能）が効果的である。



重層的支援体制整備事業の各分野の支援に対する意義

- 市町村全体の支援関係機関で「断らない包括的な伴走体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ支援」「参加支援」の機能を強化
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、複合化・複雑化した課題を抱える方に寄り添うためには、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携に基づく市町村全体の伴走支援体制を構築する必要がある。
- また支援関係機関全体で包括的な支援に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



令和3年度事業所紹介動画PTについて

1 目的 豊明市内の障がい福祉サービス事業所を市内外に向けて、事業所の活動紹介等をわかりやすく紹介するために作成する。また、新型コロナウイルス感染拡大のため、事業所から地域へのつながりづくりが難しい状況のため、「あいさつからつながる地域づくり」を目的とする。

2 内容

(1) 会議等の実施

第1回PT会議

日 時 令和3年4月9日(金) 15時～16時
出席者 4名
内 容 ①あいさつ動画PTの立上げの経緯と目的について。
②実施計画について。

第2回PT会議

日 時 令和3年5月29日(金) 9時30分～10時30分
出席者 3名
内 容 ①豊明市心身障がい児者福祉推進事業の補助事業の決定について
②実施に向けての役割分担

第3回PT会議

日 時 令和3年6月25日(金) 15時30分～16時30分
出席者 4名
内 容 ①名古屋芸術大学担当教員との打合せの実施。

第4回PT会議

日 時 令和3年9月10日(金) 10時～11時
出席者 2名
内 容 ①計画の変更について。

3 今後の取り組み

(1) 市内事業所への依頼

日 時 令和3年9月中旬以降
方 法 メールにて
内 容 依頼文の送付をし、動画撮影の協力をする。

実 施 者 特定非営利活動法人えんとかく 会長 脇本泰志氏

(2) 会議等の実施

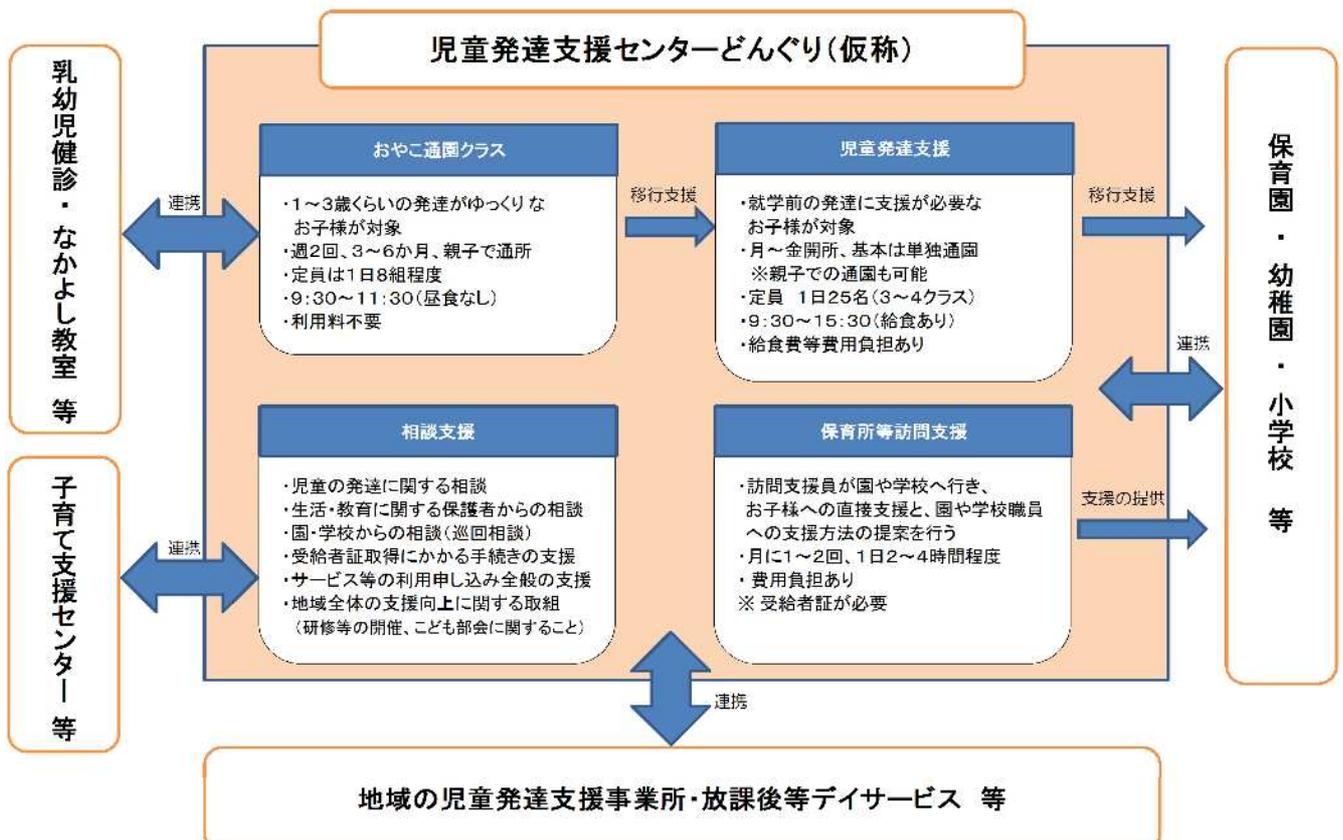
随時、開催する。

豊明市児童発達支援センターについて

- 令和4年4月「共生交流プラザ」（唐竹小学校跡地）
北館1階に開設予定

■ 実施内容 地域の発達支援における中核的な役割を果たす

- 1 児童発達支援事業（未就学児の通所支援）
令和3年度末に市立小規模通園施設「どんぐり学園」を閉園、移行。
定員25名
- 2 おやこ通園クラス
市委託事業（受給者証不要）
親子で通所（週2回）
- 3 障がい児相談支援事業（相談支援事業委託・指定障害児相談支援）
発達に支援が必要な児童、その保護者に対する相談支援
 - ・発達相談
 - ・通所支援など福祉サービス利用についての相談
 - ・地域全体の発達支援の向上に関する取組
- 4 保育所等訪問支援事業
 - ・集団生活適応に向け、学校や保育所等に相談員が出向き支援。
 - ・就園、進学等、支援のステージが変わる際の円滑な移行をサポート。



■運営方法

社会福祉法人等へ委託

(令和3年3月 優先交渉事業者として社会福祉法人豊明福祉会を選定。)

■開設までのスケジュール

時 期	内 容
～平成30年度	自立支援協議会 療育支援部会内での設置検討
令和元年度	施設の全体設計のための打ち合わせ・調整
～令和2年8月	市の関係機関内で事業内容の骨子作成のための打合
令和2年度	施設の詳細設計のための打ち合わせ・調整
令和2年12月議会	事業委託予算の承認
令和3年1月	事業者公募開始 (3法人応募・2法人辞退)
令和3年3月8日	事業者審査会開催 優先交渉事業者を社会福祉法人豊明福祉会に決定。
令和3年4月～	委託事業者との事業打合せ・準備開始
令和3年6月～	共生交流プラザ 工事開始
令和3年7月～11月	どんぐり学園利用者への説明・移行相談
令和3年9月29日	子ども部会「児童発達支援センター設立準備チーム会議」開催(関係機関への事業実施説明)
令和3年 10月28・29日	利用検討者向け説明会の開催→利用相談(～12月)
令和4年1月	児童発達支援センター部分の竣工 (県への事業指定申請)
令和4年3月	子ども部会「児童発達支援センター設立準備チーム会議」開催予定(関係機関との連携体制について協議)
令和4年4月	共生交流プラザ 会館 児童発達支援センター開所